

区分		住宅1棟あたりの手数料額(注1)			
		登録住宅性能評価機関により基準適合が認められたもの(注2)		左記以外	
		新築	増築・改築	新築	増築・改築
一戸建ての住宅(注4)		8,000円	12,000円	41,000円	62,000円
共同住宅等 (注5)	5戸以内	15,000円	23,000円	101,000円	152,000円
	6～10戸	26,000円	40,000円	163,000円	244,000円
	11～25戸	41,000円	62,000円	322,000円	483,000円
	26～50戸	72,000円	108,000円	586,000円	879,000円
	51～100戸	117,000円	176,000円	1,020,000円	1,531,000円
	101～200戸	196,000円	295,000円	1,890,000円	2,835,000円
	201～300戸	245,000円	367,000円	2,706,000円	4,060,000円
	301戸～	268,000円	403,000円	3,313,000円	4,970,000円

注1	申請1件(1戸)あたりの手数料: 共同住宅の場合、表の額を申請対象戸数で割った額となります。(100円未満の端数がある場合は切り捨て)
注2	登録住宅性能評価機関の審査: 確認申請を行う前に、登録住宅性能評価機関において、認定基準の全ての区分(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号)について技術的審査を受け、認定基準に適合していることを認める旨の書類(適合証)を添付してください。
注3	登録住宅性能評価機関において事前に住宅性能評価を受け、交付された住宅性能評価書を添付してください。認定基準のすべての項目を住宅性能評価書で確認をすることができない為、確認できない分について審査が必要となります。
注4	一戸建ての住宅: 住宅以外の用途に供する部分がないもの (長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条第1項第1号)
注5	共同住宅等: 上記の「一戸建ての住宅」以外のもの 共同住宅、長屋、併用住宅等 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条第1項第2号)